

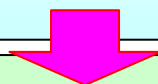
企業活動からの暴力団排除の取組について

暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチーム

- ◇ 平成18年6月20日 犯罪対策閣僚会議第7回会合
～「暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム」を設置
- ◇ 平成19年6月19日 犯罪対策閣僚会議幹事会
～「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下「指針」という。)を策定

1 現状と課題

- 関係府省において指針の普及啓発に努め、証券業界・銀行業界・建設業界では、取引約款等における暴力団排除条項のモデルを作成
- 一部の地方公共団体では、公共事業等における企業評価に当たり、暴力団排除意識の高い企業に対し、高い評価を与える措置を導入
- 全国の企業11,815社を対象としたアンケート調査の結果(回答3,469社)、
 - ・ 指針を受けて暴力団排除条項を導入している(又は導入を予定している)企業は約2割であること
 - ・ 取組が遅れている業界があること(特に、中小規模の事業者における取組が立ち後れていること)が判明



2 今後の方針

(1) 政府の取組

- ① 関係業界に対する指針の更なる普及啓発
各府省は、関係業界に対する指針の更なる普及啓発に努め、とりわけ、取引約款等に暴力団排除条項を導入すること等の具体的な取組がなされるよう留意する。
- ② 暴力団排除意識の高い企業に対する評価方策の検討
各府省は、企業の指針に基づく取組について、例えば、公共事業等において、契約内容に応じた評価を行うなど、暴力団排除意識の高い企業に対する評価方策について検討する。
- ③ 公共事業等の契約の相手方企業やその下請企業等に対する指針に基づく取組の啓発
各府省は、あらゆる公共事業等からの暴力団排除を推進することを通じて、契約の相手方企業やその下請企業等において指針に基づく取組を推進するよう啓発する。
- ④ 業種ごとの標準契約約款における暴力団排除条項のモデル作成の支援
各府省は、業界団体による、業種ごとの標準契約約款に盛り込むべき暴力団排除条項のモデル作成を支援する。
- ⑤ 経済団体及び関係業界団体との連携の強化
各府省は、経済団体及び関係業界団体等による団体加盟企業等に対する指針の普及に向けた取組を促進するため、経済団体及び関係業界団体との連携を強化する。
- ⑥ 業の主体からの暴力団等の排除
各府省は、業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努めるとともに、許認可等の付与等に当たり、警察との連携に努める。

(2) 独立行政法人等の取組の促進

各府省は、独立行政法人等においても、(1)①乃至⑤と同様の取組が講じられるように、所要の指導、要請等を行うものとする。

(3) 地方公共団体の取組の促進

各府省は、地方公共団体においても、できる限り(1)と同様の取組が講じられるように、地方公共団体と連携を強化するものとする。

※ 各府省の取組の実施状況等については、定期的にフォローアップを行う。

※ 企業活動から暴力団を排除するための施策について、引き続き、幅広く検討を行う。